平成２７年（フ）第１４５６号
福岡市中央区黒門５番12号
債務者　渡邉　信之
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５４８号
仙台市泉区桂４丁目３番地の12
債務者　千葉由利香
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５８６号
宮城県黒川郡富谷町成田７丁目28番地33
債務者　鉄矢　朋美
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６４０号
仙台市若林区若林３丁目４番10号　庄子アパート102
債務者　相原　義輝
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２８７号
茨城県ひたちなか市松戸町２丁目12番１―101号　市営松戸アパート
債務者　松下　光子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３０３号
茨城県ひたちなか市柳が丘16番地２
債務者　久保木茂雄
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３９９号
栃木県鹿沼市樅山町504番地26　メゾンド秋桜Ｂ棟102号室
債務者　岡田　勇輝
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８４９号
京都市左京区冷泉通川端東入秋築町250番地３　秋築荘301、前住所京都市左京区岡崎南御所町40番地10　ゲストハウスこばこ
債務者　松原　昌治
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１７０号
兵庫県姫路市家島町真浦723番地２
債務者　山本いさ子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３５０号
兵庫県朝来市生野町新町1106番地２
債務者　川崎　節子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３６０号
兵庫県姫路市豊富町甲丘１丁目６番地　県住６棟303
債務者　宗實みつる（旧姓田畑）
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３７９号
兵庫県姫路市飾磨区中浜町３丁目93番地１レインボーヒルズ203号、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区中島407番地１ラ・メゾンクレール205
債務者　宇久　勇貴
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第６００号
広島市東区若草町４番26―710号
債務者　中村さとみ
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２１号
広島市南区南蟹屋１丁目３番31―608号
債務者　木村　勝一
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６７３号
広島市西区観音本町２丁目８番３―205号
債務者　山口　真也
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６８０号
広島県安芸郡府中町浜田３丁目５番13―402号
債務者　松永　洋心
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４４５号
福岡市南区大橋４丁目12番28―402号
債務者　岩切　裕子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部